

## 東部地域住民自治協議会会計処理規定 別表

別表1 会計処理規定第2章で定める項目

項 目	主 たる 事 業 主 体
自治活動費	自治委員会
総務広報活動費	総務広報部会
健康福祉活動費	健康福祉部会
環境保全活動費	環境保全部会
教育文化スポーツ活動費	教育文化スポーツ部会
防災防犯交通安全活動費	防災防犯交通安全部会
人権啓発活動費	人権啓発部会
産業振興まちづくり活動費	産業振興まちづくり部会
予備費	

別表2 会計処理規定第2章で定める勘定科目

### I 収入の部

勘 定 科 目	摘 要
交付金	地域交付金
補助金	市その他からの補助金
寄付金	金銭による寄付
委託料収入	事業委託を受託したもの
事業負担金収入	事業の参加料
雑収入	受取利息及びその他の収入

### II 支出の部

勘 定 科 目	摘 要
支払委託料	委員会、部会、自治会などに事業を事務委託するとき
支払補助金	委員会、部会、自治会などの事業費用を補助するとき
租税公課	収入印紙、証紙等
水道光熱費	電気、水道、ガス、灯油代
旅費交通費	旅費、交通費の費用弁済を含む
通信費	電話、切手、郵便料金など
損害保険料	損害保険料など
修繕費	大規模改造等によるものは含めない
消耗品費	10万円未満または使用可能1年未満の備品など
支払手数料	振込手数料ほか各種手数料
賃借料	車両、機器その他のリース料
借上料	事業に使用する施設、バス等の借上げなど
会議費	会議用茶菓子（一人当たり500円以内）
基金等繰出金	用途目的を明確にした基金等を特別会計へ繰出すとき
雑費	上記勘定科目に区分できないその他の費用